

令和3年11月1日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催(令和3年11月～令和4年1月分)のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。
令和3年11月中旬～令和4年1月までの開催予定をご案内しますので、日程調整の上、
必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

今後の講習会等予定

11月18日(木)

研削といし交換特別教育

残り僅か

11月24日(水)～25日(木)

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習(一般)

Up翌日に定員に達し、受け付け終了しました。

12月9日(木)～10日(金)

職長等教育

12月13日(月)～14日(火)

有機溶剤作業主任者技能講習

12月16日(木)～17日(金)

安全管理者選任時研修

令和4年

1月11日(火)

KYTリーダー養成研修

1月20日(木)～21日(金)

安全衛生推進者養成講習



なお、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」については、次回は、
3月8日(火)～9日(水)の予定ですが、これに加えて、**2月17日(木)～18日(金)に追加の講習を開催**することとしました。

2月分については、年明けの上旬の受け付け開始を予定しております。受講を希望される方は、年明け上旬になりましたら当会HPのチェックをお願いします

令和3年12月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は11月8日(月)の予定です。

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の追加講習の開催について

法改正によりアーク溶接のヒュームが、特定化学物質に該当することになりました。これにより、工場内、現場にてアーク溶接を行う場合には、一定の管理が求められるとともに、令和4年4月から、作業主任者の選任が必要になりました。

製造業のみならず、各種メンテナンス等でアーク溶接を行う場合は、特化則に基づく管理が必要になってきます。

上記にも書きましたが、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」は毎回、ほぼ即日満員の状況にあります。年間計画では次回講習は3月でしたが、現在の申込み状況を受け、追加の講習会を開催することとしました。

次回開催は、2月17日～18日となります。
1月上旬には、申込書をアップしますので、受講を希望されている方は、その時期のチェック及び早期申込みをお願いします。

建設業関係及び溶接業関係の皆様へ

建設現場等で請負業者がアーク溶接作業を行う場合において、上記のとおり、作業主任者の選任が必要になります。この場合、元請け現場代理人等が作業主任者に選任されたとしても、実質的に作業主任者の職務が行えないため、実際に作業をする請負業者の中から作業主任者を選任しなければ法律の要件を備えることにはなりません。（作業方法の決定・指揮、保護具の使用状況の監視等が作業主任者の職務であり、元請けの者ではその職務が行えない。）

実際に溶接業務を行う請負業者において、資格者を養成が必要になります。法律への対応、作業者の健康確保のため、早期に取り組みましょう。

なお、山梨県建設業協会・建災防山梨県支部、山梨県鉄構溶接協会ではそれぞれの会員向けに講習会を開催しています。

年度内の実施予定は以下のとおりですので、会員事業場にあっては、所属団体での講習会を受講されるようお願いします。

また、建災防の「建設業一般」の回には、建設事業者であれば、誰でも受講できることとなっていますので、それぞれの団体にお問い合わせ下さい。

建災防関係

12月2日～3日（建設業一般）
2月2日～3日（会員（県内全域））
3月10日～11日（建設業一般）

溶接協会関係

1月24日～25日